

# 利田と国衙勸農

鎌倉佐保

## はじめに

利田とは何か。史料上には一一世紀末から一三世紀初頭まで、「利田を行う」「前司利田定め」などと見え、久安年間の東大寺と伊賀国司との官物徴収をめぐる相論などから、公田官物の徴収の前提となる田数確定の方法のひとつとして、検田によらずに利田請文を提出する方法があったことが知られている。

利田について最初に論及したのは戸田芳実で、利田請文の提出に関する史料を田堵の公田請作の手続きとして捉え、「公田請作は利田請文の提出によりおこなわれ、それによって用益すべき耕地が配分された」としたが、利田・利田請文については具体的な説明をしなかった。<sup>1</sup> 竹内理三は戸田論文をうけて、『平安遺文』月報において「利田」に関する『平安遺文』所収史料について検討を加え、「利」は息利の利で、公出挙稲が割り当てられている田、と解してみてはいかかであろうか。(中略)「利田を行う」というのは、出挙稲を割り付けてある田の貸し出しを行う、という意味ではあるまいか」とし、これを出挙稲付きの田を割り当ててる班田類似の方法と推測した。<sup>2</sup> また阿部猛は、『平安遺文』所収史料以外の「利田」史料も検討しながら、出作公田の官物徴収にあたって、検田をせずに利田請文の提出によって田数を確定する方法があったことを指摘し、利田とは利稲率徴収の系譜をひくものではないかと推測した。<sup>3</sup>

このように戸田以来、利田・利田請文は田堵の公田請作の手続きとして捉えられ、出挙との関係が指摘されてきたが、網野善彦は、『時範記』の記事に、国司任初の儀礼のなかに、郡司等が利田請文を提出し、一宮で起請がおこな

われたという記事があることに注目し、利田請文とは、「農民ではなく、郡司・郷司・別符司等々、官物収納に責任をもつ在地領主によつて提出され、そこに記載された田数は一宮の神に対する起請によつて動かぬものとされて、官物等の徴収の基準田数とされたのではなからうか」として、荘園公領制成立にもなう在地領主による官物請負の手続きとして論じた<sup>①</sup>。この網野の理解はその後も引き継がれ、保立道久は、利田起請の登場を、郡郷司刀禰システムの変化、負名体制の変化と関連づけて捉え、前田徹は郡郷司の職務の変化、徴税責任者化の傾向と関連づけて論じるなど<sup>②</sup>、網野の理解を前提に国衙行政の重要な制度上の転換を示す事象として捉えられている。

しかし、これまでの利田に関する研究を振り返ると、そもそも利田とは一体何かということに関しては、史料的な制約もあつて不明な部分が多く、必ずしも統一的な理解がなされているとはいえない。網野は、利田とは一定の比率で「本来の起請田の田数を増し定めたことを意味する」としているが、佐藤泰弘は、国司が田数の何割かを控除することで減額された官物納入の責務を引き受ける恩恵的な勸農政策としている<sup>③</sup>。また、竹内や阿部は利田を公出挙制や利稲率徴制との関連で捉えたが、小田雄三は利田と出挙との関連を想定しながらも「利田が国衙に対して郡司・郷司等が請け負った田地であるとすれば、このような請負方式の制度的成立は、少なくとも一一世紀以前にさかのぼらない」とし、公出挙制やその変質形態である利稲率徴制の延長上に捉えることに否定的見解を示している<sup>④</sup>。こうした理解の違いが生じているのも、そもそも利田が何かということが不明なまま、郡郷司の請負制という理解のみが一人歩きしているからであろう。

このように、利田は荘園公領制の成立のなかでその歴史的意義が重視されながらも、実態についてはいまだ不明な点が多く残されている。また利田が一三世紀初頭を最後に史料上見られなくなることについても、なんら論及がなされていない。関連史料は極めて少なく、解釈の難しい部分も多いが、あらためて利田とは何かを検討し、その実態解明を試みたい。

## 一、利田請文

利田の語の初見は、『時範記』承德三年（一〇九九）三月二日・三日条の以下の記事である。

諸郡司等出<sub>レ</sub>一把半利田請文<sub>一</sub>、（三月二日条）

未剋詣<sub>二</sub>宇倍宮<sub>一</sub>、奉幣、令<sub>レ</sub>讀<sub>二</sub>告文<sub>一</sub>、件文載<sub>二</sub>利田起請之趣<sub>一</sub>、（三月三日条）

平時範は因幡守として任国に下向し、まず目代に勸農を下知させ、三月二日、国庁ではじめて国務を行った。まず諸郡神社修理符・池溝修理符に捺印し、次に調所・出納所が進上した濟物解文を見、その後案主所・税所の成し上げた吉書に請印した。そして右の史料にあるように、郡司等から一把半の利田請文が出されたという。翌三日には、一宮宇部宮に奉幣して告文を読ませたが、その告文のなかに利田起請の趣が載せられていたという。この記事は、網野が注目したように、国司の任初の儀礼のなかで、諸郡司から利田請文を提出させ、一宮において起請をもってそれを確定するということが行われていたことを示している。

また、保延元年（一一三五）藤原敦光が変異疾疫・飢饉・盜賊に関して勘申したなかに、次のように見える。<sup>10)</sup>

如<sub>レ</sub>聞、近来無<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>田数之増減<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>農民之貧富<sub>一</sub>、推称<sub>二</sub>利田<sub>一</sub>、徵<sub>二</sub>納租税<sub>一</sub>、地広民富者、自叶<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>、地狭民貧者、暗奪<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>、富者寡、貧者衆、旁魄論<sub>レ</sub>之、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>苛酷<sub>一</sub>、又雖<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>田数<sub>一</sub>、率法過<sub>レ</sub>差、興亡之間、世自知<sub>レ</sub>之、

田数の増減を確認することなく、農民の貧富を尋ねず、推して利田と称して租税を徴納するので、広大な地を持つ少数の者は富むが、狭い地しかもたない多くの民は貧しくなる、とあり、利田とは検田による田数の実態把握をせずに租税を徴納する方法であつたこと、富裕な者でなければこの方法による徴納には堪え得ないものであつたことがわかる。

利田請文の提出という手続きが、検田をせずに田数を確定する方法であつたことは、冒頭にも触れた久安四年

(二一四八)の伊賀国玉滝荘・黒田荘の出作田官物をめぐる東大寺と国守との相論を根拠として論じられてきた。以下少々煩雑になるが詳しくみておきたい。

この相論のもっとも中心的な論点は、東大寺出作加納公田の官物率法が段別二斗なのか、三斗なのかということにあった。伊賀守藤原信経は、東大寺出作田の官物率法が三斗であるという主張に加え、出作田を検注して田数を確定し官物徴収を行いたいとして、次のように述べている。<sup>11)</sup>

東大寺領黒田・玉瀧両庄出作公田四百三十六町餘歩云云、見<sub>レ</sub>往古之田文<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>国衙検田使<sub>一</sub>、暗申<sub>二</sub>田数狭少之由<sub>一</sub>、然而付<sub>二</sub>古作田<sub>一</sub>徴<sub>二</sub>下官物<sub>一</sub>之時、乍<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>利田之請文<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>其所当<sub>一</sub>、事趣具載<sub>二</sub>官<sub>一</sub>解状<sub>一</sub>、早官使寺家使国使相共檢<sub>二</sub>注加納公田<sub>一</sub>、付<sub>二</sub>落居之田数<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>徴<sub>二</sub>下官物<sub>一</sub>者、

東大寺領黒田・玉滝荘の出作公田は、往古田文には四三六町余歩と記載されているが、東大寺は国衙検田使をうけず、田数を少なく申告したという。だが国衙は往古の田数により官物の徴収を行うこととした。ところが東大寺側は利田請文を提出したのに、所当を弁済しないため、国司は改めて加納田の検注をおこない、田数を確定して官物徴収を行うことを求めたのである。

さらに伊賀目代中原利宗と東大寺僧覚仁との問注の記録のなかで、覚仁は次のように主張している。<sup>12)</sup>

於<sub>二</sub>田数<sub>一</sub>、ハ請<sub>二</sub>国検田<sub>一</sub>テ以<sub>二</sub>彼田文<sub>一</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、殆不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相論<sub>一</sub>、当御任<sub>二</sub>宗広沙汰之時<sub>一</sub>、或行<sub>二</sub>検田<sub>一</sub>、或行<sub>二</sub>利田<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>田数<sub>一</sub>畢、而利宗之時、尚可<sub>二</sub>検注<sub>一</sub>之由、雖<sub>二</sub>申行<sub>一</sub>トモ、恐<sub>二</sub>苛法<sub>一</sub>テ所<sub>二</sub>退申<sub>一</sub>也、遣<sub>二</sub>清簾使<sub>一</sub>被<sub>二</sub>検注<sub>一</sub>ハ、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>訴申<sub>一</sub>ス、官物随<sub>レ</sub>堪<sub>テ</sub>雖<sub>二</sub>弁済<sub>一</sub>、每物<sub>二</sub>減納之間<sub>一</sub>、尚以其未進候歟、

田数は国の検田によって作成した田文に基づいていれば争うことはなく、当任の目代宗広の時には、検田を行ったり、利田を行ったりして田数を定めたが、目代中原利宗が検注を行おうとした時には、苛法をおそれて検注をうけなかった。清簾の使を派遣して検注を行うのであれば、訴え申すことはなく官物も負担に応じて弁済する、と。

それに対して目代利宗は次のようにいう。

利宗申云、当任之始、宗広檢注国内之日、東寺庄寄事於左右、不令遂檢注、經五箇年之後、今申此由、似無証拠、雖出利田請文、又以不弁其所当、実否結解狀顯然歟、五箇年之間一度結解不進、謀計之旨、以之可有邊迹也、申請清簾使之条尤可然也、申、

当任のはじめに目代宗広が国内を検注したとき、東大寺は事を左右に寄せて検注を遂げず、五年を経てから今このようなことを申しても証拠にならない。また利田請文を出しておきながら、その所当を弁済しない。その実否は結解状を出せば明らかだ、と。

すなわち、まず国司任初に目代宗広によつて国内に検注が行われたが、東大寺は検注を拒否した。そのため国衙は往古田数にもとづき官物徴収を行うこととした。覚仁は、検田を行うか、もしくは利田を行うことが田数確定の方法であることは承知しており、ここでは検注をせず利田請文を提出した。この利田請文の提出が所当納入の誓約を意味したことは間違いない。

しかし、さらに詳細に双方のやりとりを見ると、それだけでは解釈しきれない部分がある。実際に利田請文の提出という形で田数確定が行われたのは、東大寺が官物を負うすべての田地に対するものではなかったことがわかるのである。以下に掲げたのは目代利宗が東大寺の未進を数え上げた部分である。<sup>13)</sup>

去々年未進七百余石槿所候也、先四百卅六石、寺家所二対捍、乃段別三斗米内一斗之積也、九十余石、鞆田村未進也、九十石三斗八升、寺家承伏之未進也、六石八斗、寺家所除之鹿高脇利田所当也、丸柱開発七町所当米三十五石、段別五斗、并六百五十石一斗八升也、此外寺家雖申二究済之由、依無二結解合文、真偽難知、去々年の未進は七〇〇余石あり、その内訳は、(1)四三六石(四三六町×対捍分の段別一斗)、(2)九〇余石(鞆田村の未進)、(3)九〇石三斗八升(寺家承伏の未進)、(4)六石八斗(寺家に免除した鹿高脇の利田の所当)、(5)三五石(丸柱開発の所当、段別五斗の計算)、以上で六五〇石余となり、そのほかに結解がないので確認できない分がある、としている。

すなわち、出作公田の未進数は、往古田文に基づく四三六町で算出されており、利田と記されているのは(4)の鹿高脇のみである。かつて阿部猛は、この問注記をもとに、出作公田の官物徴収にあたっての田数確定の方法には、①検田をせず旧田文による、②検田による、③検田をせず利田請文によるという三通りの方法があったと指摘していたが、注目されてきたのは③利田請文のみであった。しかし、実際には官物賦課田数の確定が、すべて③の利田請文によって行われたのではなく、出作公田は基本的に①の旧田文による田数確定が採用されているのである。

では利田が行われたとみられる鹿高脇とはどのような田地であったか。鹿高脇とは、東大寺は黒田庄内と主張しているが、国衙側は往古公田とみなしていた田嶋三町余で、延久二年(一〇七〇)頃国衙が国領としたのに対して、東大寺の訴えにより寛治六年(一〇九二)、永長元年(一〇九六)には免判が出され所当官物が免除されたが、その後も国衙との間で相論が続いていた地であった。<sup>15</sup>鎌倉期に入っても鹿高脇三町余は、黒田本庄や出作とは区別されていたことも確認できる。<sup>16</sup>つまり、出作公田に対しては、往古の検注による田文に基づいて官物賦課が行われ、未進計算がなされたが、国領とみなされていた鹿高脇三町余に関しては、利田請文が提出され、利田として何らかの操作が行われた田数に基づいて所当の納入が求められ未進が計上されたのであろう。

公田であっても、利田が行われる場合と、行われない場合があったことは、応保元年(一一六一)十二月日土佐国幡多郡宛行状写で「彼下地非本利田内」などとあることからもうかがえ、<sup>17</sup>必ずしもすべての公田に対して利田が行われるわけではなかったことが明らかである。

以上により、利田・利田請文の提出とは、検注による田数確定とは異なる、田数確定の方法であったという点は確認できたが、検注が行われなかった場合に必ずしも利田が行われるわけではなかったことも明らかとなった。また、利田が田数の何割かを増し定めるものであったとすれば、<sup>18</sup>往古田文の田数をも縮小しようとしていた東大寺がなぜそれを受け入れたのか、利田はどのような条件のもと行われたのかについても検討しなければならない。『時範記』の記事、久安年間の伊賀国東大寺領の史料から、利田請文の提出を郡郷司の官物請負手続きと断定するには、なお論証

不十分といわなければならぬ。

## 二 「利田を加える」 といふ

次に史料上に見える「利田を加える」ということについて検討したい。

久安六年（一一五〇）伊予国弓削島庄に對して、伊勢神宮役夫工米、土御門内裏造管材木、乳牛役等の勅事・国役が賦課された。<sup>(19)</sup> 弓削島庄は、保延元年（一一三五）には塩浜・田島所当官物等免除の国判を獲得し、<sup>(20)</sup> さらに久安四年には院宣によつて勅事・国事が免除されていた。しかし留守所は、次のように田数を算出し材木等の勅事を賦課したといふ。

嶋中所在田代纔一町余許之處、抑如<sup>二</sup>國中広所之例<sup>一</sup>、勘<sup>二</sup>加永年数代利田<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>算<sup>二</sup>数負累<sup>一</sup>、巧<sup>二</sup>負四町七段三百歩料田<sup>一</sup>、是材木雜物等、被<sup>二</sup>宛負<sup>一</sup>之条、是<sup>□</sup>有<sup>二</sup>留守所阿党<sup>一</sup>歟云、何申哉、

嶋内の所在田代はわずか一町余りほどであるのに、國中広所の例の通りに、「永年数代の利田」を勘じ加え、負累を計算して、四町七段三〇〇歩の料田として、材木・雜物等を宛て負わせたといふ。ここからは、利田とは、国司の代ごとに行われたこと、その負累が田数に加算されるものであったことがわかる。どのような計算がなされたのかはわからないが三町余の田数が増えられ、實際の約四倍の田数に對して材木雜物等が賦課されることになったのである。また、仁安元年（一一六六）の飛騨国雜物進未注進状<sup>(21)</sup>によれば、益田郡の田一八町三段四〇歩のうちの本田一二五町三段四〇歩には「加前司利田定」とあり、前司の代の利田の田数が増えられていたことがわかる。すなわち、利田とは、検田を行わなかった場合の確定田数そのものではなく、本田に増えられる田数であり、次代にも田数が増加されるという性格をもっていたことがわかる。

次に、文永二年（一二六五）若狭国惣田数帳にも利田の記載が見える。<sup>(22)</sup> ここでは以下に掲げた保・名・浦に對して、

「除承元利田」という記載が見られる。

青保 五十九町三百廿ト 除承元利田九町九反三百廿四ト定

重国名 十五町壹反 除承元利田五反廿ト

太良保 廿五町八反四十ト 除承元利田一町七反四十ト定 不檢注

能登浦 三町四反 除承元利田五反七十二ト定

恒貞浦 十五町六反百十ト 除承元利田二丁三反二百七十四ト定

丹生浦 三町六反二百四十ト 除文治御免三町八反百八十歩  
承元利田六反五十六歩ト定

若狭国では嘉禎二年〜三年（一二三六〜七）に国檢が行われたことが網野によって明らかにされているが、網野は「承元利田」について、「あるいはこれが承元年間の檢注を示す事実とも考えられるが、おそらくこれは、檢注によらず、利田によって田数を定めたものであろう」とし、承元年間（一二〇七〜一〇）に利田請文の提出による官物賦課田数の確定が行われたことを想定している。

だが、「除承元利田」の記載のあるのは以上の保・名・浦に限られており、すべての公領において利田の記載があるわけではない。また利田の田数を、檢注にかわる確定田数とするにはその田数は少なく、「除」の記載の意味もわからない。

この「承元利田を除く」という記載は具体的に何を示しているのか。

文永檢注の各所領の本田数に対する「承元利田」の田数の割合は、おおよそ〇・一四〜〇・一六となる<sup>24</sup>。太良保はこれにはあてはまらないので一律には捉えられないが、本田数の約一割五分となり、『時範記』の一把半の利田とも通じる。また弓削島庄や飛驒国益田郡の事例も勘案するならば、この田数は、本田数に対して一定割合で加算される田数を示しているとみてよいだろう。また文永の大田文の記載が嘉禎国檢の庄・保の区分をひきついでいたとするな



らば、「承元利田」の記載も嘉禎国検の田文にもとあつた記載が引き継がれているとみることができらう。<sup>25</sup>すなわち、嘉禎国検の田文には「加承元利田」の記載があり、承元年間の利田の田数が加えられていたが、文永段階では、利田の田数を加算するということが自体がもはや行われなくなっており、<sup>26</sup>文永二年の田文では「除承元利田」と記載されたと考えることができる。

少なくとも以上の史料からは、利田とは、検注田数にかわつて確定された請負田数を指しているのではなく、何らかの割り増し田数を示していることは明らかで、それが本田数に加えられるという性格をもっていたということができよう。

### 三、「利田を行う」こと

ではそもそも利田とは何か、そして「利田を行う」とはどういうことであつたのか。なぜ本田数の割り増しということが行われたのか。

次に掲げたのは、安元元年（一一七五）源兼光が提出した、周防国玖珂・周防・神代保の三ヶ所に所在する今同名の官物・農料結解の注進状と、その子細を述べた解状である。<sup>27</sup>

#### 注進

周防国今同名田官物并乃料稻結解目六事

合

神代保官物結解二通

在返抄五十五枚

神代保乃料結解二通

在返抄七枚

玖河・周防官物結解二通

在返抄四十八枚

申文一通

已上七卷

又神代序宣二通

枚数十五枚

右、注進如件、

安元二年正月

日

源兼光上

源兼光解

申進

申文事

請被殊且依弃濟実、且就所当員數、勘定玖河・周防・神代保三ヶ所名田官物結解子細状、

副進色色結解、

右、謹檢案内、去年者即平均令内檢國中作田天、不作所加九把五分利、并本起請田作滿所、行加三把利田、令遂  
收納畢者、任下知之旨、令弃濟官物之处、構事於縱横、令難洩有限正税、令対捍公事之由、有風聞之条、遂為訴  
訟、而雖令造進結解、於正返抄者、加御目代判、令進国畢者、負名之許、云公文預、云諸收納書生、請繼正返抄  
之後、所放勘補也者、各名結解造進之時、無令繼進正返抄之例、亦請取力次許為証文、所致後日沙汰也、然者、不  
可有勘定疑殆、条別枚々皆沙汰人署判揭焉之、被披校、又不可有其隱、爰以令究濟所当、乍勤仕□□□□□□□□  
庄齒、何可令勿諸忽国威哉、但於玖河・周防名田乃料者、春時勸乃使高經不下行者、不為究濟者、於乃料濟徵者、  
高經沙汰也、尤可垂御推察事也、且依田數次第、且任所当員數、尤被勘合結解者、将仰 御勢貴、弥成勤厚劳矣、  
仍勒在状、言上如件、以解、

安元二年正月

日

源兼光上

源兼光は、周防国玖珂・周防・神代保の官物・農料結解を作成し、さらにその詳細を解状に記して進上した。神代保については官物結解と農料結解を提出しているが、玖珂・周防保について官物結解のみとなっているのは、玖珂・周防保では、春時、勸農使高経が農料を下行しなかつたためであった。解状によれば、名田官物の徴収にあたって、去年は国内平均に作田の内検がおこなわれて作柄が確認され、不作のところは「九把五分の利」が加えられ、また本起請田で作り満したところは「三把の利田を行い加え」て収納を遂げたという。解釈は難しいが、玖珂・周防保では実際には農料は下されなかつたものの勸農使による農料下行が前提となつていてことを考えると、不作のところに関しては農料出挙の利として農料の九割五分、満作のところは三割の利分を利田として起請田数に加算したということであろう。<sup>28)</sup>

つまり、利田を行う、あるいは利田を行い加えるとは、満作であることを前提として出挙利分を利田として田数に加算して収納することを意味したと考えられる。解状のなかで「有限の正税を難渋せしむ」と述べられていることも、利田が正税利稻分であるという認識を示すものであり、利田の「利」とは、竹内や阿部が指摘したように、出挙と関連していることは間違いないだろう。ただし、利田とは、その利分が田数に換算されて本田数に加えられる収納されることに特徴をもっていたということができよう。

なお長寛二年（一一六四）越前國會万布庄百姓等重解には、利分田という言葉が見える。<sup>29)</sup> 會万布庄の本免田は三五町であったが、国衙は勘出田と号して一七町を収公し、さらに利分田と称して三町六段二百四〇歩の田に押し課し、所当を弁済させたという。<sup>30)</sup> 網野もこの利分田に注目していたが、利田とはまさに利分田のことであったと考えてよいだろう。

ではなぜこのような、利分が田数に換算される方法が採用されるようになったのか。利田は一一世紀末にはすでに定着していたとみられるが、利分が利田として田数換算され加算される方式が成り立つには、諸税目が官物に一括され徴収される官物収取体系の成立を前提としなければならない。

さらにここで注目したいのは、利田が国衙勸農使による農料下行を前提としていたこと、そして満作の場合に利田が行われたことである。先にみた『時範記』の記事を振り返ってみるに、任国に下った平時範は、まず勸農を命じており、諸郡司からの利田請文の提出も、勸農（農料下行）に対応するものであったことが想定される。また実際には利田が満作を前提として田数加算されるものであったとすれば、一把半の利田請文の提出とは、満作を祈願する吉書ともいふべきものであったのではないか。周防国神代保のように、実際には内検が行われ、不作・満作に応じて利田加算が行われるかが決まる場合もあった。この場合に利田請文の提出があつたかどうかは不明だが、収納にあたって内検が行われていたことは『為房卿記』寛治五年（一〇九一）九月四日条にも見えている。<sup>34</sup> ここで内検のうえ「一把半利」を加えるとされており、神代保の不作の場合と同様に田数加算ではなく出挙利分を加えるという措置がなされたと考えられる。小田は、これを収納期に行われた出挙的措置ではないかとしたが、利が加えられた前提には農料下行があり、その出挙利分の収納に関する措置であつたと考えられよう。

以上のように利田は、農料が下行を前提とし、さらに満作の場合という条件のもとに行われた。利田請文の提出とは、本田数に応じて農料下行をうけ、満作の場合を想定して利分を利田として本田数に加算し、その加算した田数分の所当官物納入を誓約することを意味したといえるだろう。その点では、利田請文の提出とは、利田を加えた確定田数に対する官物納入請負であるということは可能である。しかし、国衙勸農を前提として成り立つ制度であつたことに注意しなければならない。

国衙勸農における農料下行については、一二世紀初頭に以下のいくつかの史料から確認できる。元永元年（一一一八）但馬国における国司任初序宣では、第一に、池溝堤堰の修固、農業の催勸が命じられ、第二に、官物率法の注進、一所目代ならびに郡司・別符司等の注進、そして「当年田数ならびに国内起請田農料」の注進が命じられ、<sup>34</sup> 国衙において田数の把握と農料下行が行われることとなつていた。この但馬の序宣は任初の吉書ともいえるが、半井家本『医心方』紙背文書のなかの大治二年（一一二七）と推定される加賀国の雑事注文<sup>35</sup>には、国司へ注進する雑

事として「農料稲事」三万束、稲請取日、「諸郡勸農事」種子下行同國事、田数可取名注文、があり、諸郡勸農として実際に農料の種子下行

がなされていたことがわかる。また、「勸乃事」として、古作田六〇〇町が不作となっていたことの調査が行われ、「乃料」（農料）が下されたのに不作であったという報告や、江沼郡勸農使として飛驒前司が加賀に下向したことなど(37)も、一二世紀初頭の国衙勸農、農料下行の実施を窺わせるものである。(38)

勸農使に関しては、これまで主として治承寿永内乱期の鎌倉殿勸農使について、国地頭や守護との関連で注目されてきた。石井進は鎌倉殿勸農使の前提として平氏政権下の安芸国の国衙勸農使の存在を明らかにし、養和飢饉との関連で捉えた。(39) こうした内乱期勸農使の前提として、一二世紀初頭以来史料上に見られる国衙勸農使の存在を考える必要があろう。

一二世紀初頭、長治元年（一一〇四）〜天永元年（一一一〇）頃、崇敬寺領紀伊国木本庄では、国司によって庄田が収公され、春に勸農使が遣わされて四至内庄田の耕作がおこなわれたという。(40) 崇敬寺別当頼慶の訴えによれば、このうち寺家が種子作料を下した田も三一町あったが、国衙は秋には軍兵を雇い来庄し、寺家が種子作料を下した田もことごとく刈り取ってしまったと訴えている。収公田に対して勸農使が春時に種子下行を行い耕作させたことが、秋時の収納の前提となっているとみてよいだろう。こうした国衙勸農使による農料下行が、利田の前提であったと考えられよう。

以上から、利田とは、国衙による農料下行を前提とし、利分を田数換算して本田数に加算し、官物を一括収納するシステムであったこと、官物收取体系の成立を前提に遅くとも一一世紀末には成立していたことが明らかとなった。(41) また利分の田数加算は、満作の場合を想定したもので、場合によっては内検によって利田加算ではなく、「利を加える」という形での収納もなされた。利田請文の提出とは、満作を前提に利田を加えた田数の官物納入を誓約するものと考えられ、その意味では請負制と言い得るが、国衙勸農を前提としたシステムであったことに注目しなければなら

ない。また十三世紀初頭を最後に史料上から利田が見られなくなることは、国衙勸農使が見られなくなることと関連して、国衙勸農の機能の消滅との関連で捉えることができるだろう。利田とは、国衙勸農が機能した時期にみられた、農料の出挙利分徴収のシステムであったのである。

## おわりに

以上、利田に関する史料を今一度検討し、利田とは、官物收取体系の成立と国衙勸農を前提とした農料出挙の利分徴収システムであったことを明らかにした。これまで長らく、利田とは郡郷司による請負田数、利田請文とは所当官物請負の手続きとして捉えられてきたが、それが正しくないことは明らかであろう。

こうした理解が長らく受け入れられてきたのは、網野が荘園公領制の成立と関連づけて利田を論じたことの影響がきわめて大きい。荘園公領制概念の提起によって、一―一二世紀の地方支配の変化は結局のところみな荘園公領制の枠組みに落とし込まれ、荘園公領制を行き着く先として論じられてきた。その前提となってきた在地領主制に関する理解も見直しが進んでいる今、当該期の公領支配の実態についても今一度検討を進めていかなければならないだろう。また当該期の国衙勸農の実態についても、まだ不明な部分が多く、さらに具体的に明らかにしていく必要がある。いずれも今後の課題としたい。

(1) 戸田「国衙領の名と在家について」『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年所収。初出は一九五八年)。なお戸田は、泉谷康夫著『律令制度崩壊過程の研究』の書評のなかで、「春時の利田請文を提出させる「勸農」は、検田・収納とならんで主要な国衙行政のひとつであった。」としている(『史林』五八巻五号、一九七五年)。

- (2) 竹内「平安遺文古文書編第七卷」改訂覚え書『寧楽遺文・平安遺文月報』8、一九六三年一〇月。
- (3) 阿部「荘園制と出挙」『中世日本荘園史の研究』新生社、一九六六年。
- (4) 網野「荘園公領制の形成と構造」『土地制度史Ⅰ』山川出版社、一九七三年、のち『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年所収。
- (5) 保立「中世初期の国家と庄園制」『日本史研究』三六七号、一九九三年。
- (6) 前田「郡郷司再考」『ヒストリア』一八三号、二〇〇三年。
- (7) 佐藤「国の検田」『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年所収。初出は一九九二年。
- (8) 小田「古代・中世の出挙」『日本の社会史第4巻 負担と贈与』岩波書店、一九八六年。
- (9) 『時範記』承徳三年二月一五日条。
- (10) 『本朝統文粹』巻第一。
- (11) 久安四年一〇月二九日官宣旨案(狩野亨吉氏蒐集文書、『平安遺文』二六五五号)。
- (12) (久安四年)伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁重問注記(東大寺文書、『平安遺文』二六六七号)。
- (13) この点については、阿部前掲注(3)論文においても指摘がある。
- (14) 寛治五年(一〇九一)十月十五日東大寺牒案(東大寺文書、『平安遺文』一三〇〇号)、天仁二年(一一〇九)九月二六日官勘状案(東大寺文書、『平安遺文』一七一〇号)。
- (15) 保安二年(一一二二)閏五月日東大寺三綱陳状案(東大寺文書、『平安遺文』一九二〇号)。
- (16) 建保四年(一一二六)六月日伊賀国留守所下文案(百卷本東大寺文書七号、『鎌倉遺文』一二四三三号)。
- (17) 応保元年(一一六一)十二月日土佐国幡多郡宛行状写(土佐国蠹簡集一、『平安遺文』三二八四号)。
- (18) 網野前掲注(4)論文。本稿第三章参照。
- (19) 久安六年九月十六日伊予国弓削庄百姓等解(東寺百合文書七、『平安遺文』二七〇九号)。
- (20) 保延元年九月十三日伊予国留守所下文(東寺百合文書テ、『愛媛県史』資料編古代中世、七七号)。
- (21) (仁安二年)飛騨国雑物進未注進状(書陵部所蔵中右記部類卷十六裏文書、『平安遺文』三四一〇号)。
- (22) 文永二年十一月若狭国惣田数帳写(東寺百合文書ユ、『鎌倉遺文』九四二二号)。
- (23) 網野『日本中世土地制度史の研究』第二部第一章若狭国、注一四(一七〇頁)。
- (24) 重国名は青郷一一町七反二七〇歩・青保三町三反九〇歩からなるが、青保の田数に対する承元利田の割合は約〇・一五となる。太良保は、約〇・〇六となりあてはまらない。
- (25) 網野前掲(4)論文。

- (26) 利田に関する史料は、この承元の年号を下限として以降見られなくなる。
- (27) 安元二年正月日源兼光周防国今同名官物并乃料稻結解目錄注進状(厳島神社文書新出文書寄進部、『平安遺文』補三七八号)。  
同年月日源兼光解(厳島神社文書新出文書寄進部、『平安遺文』補三七九号)。
- (28) 網野もこの解釈について、不作に利を加える行為と、満作の本起請田に利田を行うという行為は区別されている、とし、後者を「三把」の比率で本来の起請田の田数を増し定めたことを意味するのであろうとしている(前掲注(4) 論文注13)。
- (29) 一で取り上げた保延元年七月二十七日藤原敦光勘文のなかでも「租税」(租と正税出挙)と称されている(阿部前掲注(3) 論文)。
- (30) 網野も前掲注(4) 論文で指摘している。
- (31) 長寛二年七月日越前国曾万布庄百姓等重解(陽明文庫所蔵兵範記仁安二年夏卷裏文書、『平安遺文』三二九六号)。
- (32) 注(28)に同じ。
- (33) 『為房卿記』寛治五年(一〇九二)九月四日条。そのとき上落していた加賀守藤原為房は、下向が延引してしまつたため、先に書生貞正を收納使として定め現地に下し、内検のうえ「把半の利」を加えるという措置を行つた(「賀州下向延引、仍定下收納使(書生貞正為使)、内檢之上加一把半利、)。小田雄三は、加賀国ではこの年旱天により祈雨の行事が盛んに行われたことと関連づけて、これをなんらかの出挙的措置と捉えたが(前掲注(8) 論文)、ここでは内検による作柄調査のうえで、利分徴収の方法が示されたと考えるのが妥当だろう。
- (34) 元永元年十二月九日但馬国司庁宣(『朝野群載』卷第二二)。
- (35) 年月日未詳雑事注文(半井家本『医心方』紙背文書、山本信吉・瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書について」『加能史料研究』四号、一九八九年)。
- (36) 年月日未詳某定文覚(半井家本『医心方』紙背文書、卷二五紙背三九)。
- (37) (年未詳)三月十五日散位藤原某書状(半井家本『医心方』紙背文書、卷二五、二三・二四)、年月日未詳散位藤原某書状(同前、三四)。
- (38) 戸田芳実「院政期北陸の国司と国衙」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年、初出は一九八九年)。安原功「院政期加賀国における院勢力の展開と在地社会」(『ヒストリア』一三六号、一九九二年)。
- (39) 石井進「平氏・鎌倉両政権下の安芸国衙」(『歴史学研究』一五七号、一九六一年)。
- (40) (年未詳)二月一九日紀伊国崇敬寺別当頼憲請文(東大寺文書、『平安遺文』一六二八号)。
- (41) なお本稿で取り上げた史料のほかに、網野が示したものとして年月日未詳(保延四年(一一三八))官宣旨案(兼仲卿記弘安六年冬巻紙背文書)があり、賀茂社領土佐国津野庄に関して土佐守藤原頭保が「利田有り」として四至を縮めたとある。原本



調査を行っていないため確定できないが、この部分は「利田」ではなく「剩田」の可能性があり、内容からも剩田（余田）と理解するほうが妥当だと思われる。本史料については今後調査の機会を得て確定したい。

【付記】本研究はJSPS科研費24520773による研究成果の一部である。